

大里広域市町村圏組合告示(乙)第18号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第2項の規定に基づき、大里広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を、大里広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例(平成11年大里広域市町村圏組合条例第3号)第3条及び第5条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年5月8日

大里広域市町村圏組合 管理者 富岡 清

- 1 施設の名称
大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター
- 2 施設の設置場所
埼玉県熊谷市西別府583番地1
- 3 施設の種類
ごみ焼却施設
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃ごみ
- 5 施設の処理能力
焼却施設140t/24H(70t/24H×2基)
- 6 実施した生活環境影響調査の項目
 - (1) 大気質
 - (2) 騒音
 - (3) 振動
 - (4) 悪臭
 - (5) 低周波
- 7 縦覧場所
(1) 大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター(熊谷市西別府583番地1)
- 8 縦覧期間
平成29年5月8日(月)から平成29年6月7日(水)まで(大里広域市町村圏組合の休日を定める条例(平成2年条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日)
- 9 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで
- 10 意見書の提出等
 - (1) 意見書の提出

当該施設の設置または変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出期限

平成29年6月8日（木）から平成29年6月21日（水）まで（大里広域市町村圏組合の休日を定める条例（平成2年条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日）

(3) 意見書の提出先

大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター（熊谷市西別府583番地1）

(4) 意見書の提出方法

持参によるものとする。